

国民年金の保険料が変わります

平成 23 年 4 月から国民年金の保険料が次のとおり改定されました。

平成 23 年度第 1 号被保険者の保険料額／定額保険料	15,020 円 (月額)
(23 年 4 月～24 年 3 月)	付加保険料 400 円 (月額)



■国民年金保険料が変更されることに伴い、前納の保険料額も次のとおり変わります。

納付方法	1ヶ月分	6ヶ月分	1年分
現金支払 (月々)	15,020 円	90,120 円	180,240 円
現金支払 (前納)、クレジット納付 (前納) 【割引額】	—	89,390 円 【730 円】	177,040 円 【3,200 円】
口座振替 (前納) 【割引額】	14,970 円 【50 円】	89,100 円 【1,020 円】	176,460 円 【3,780 円】

※口座前納は平成 23 年 2 月までに金融機関へ手続きが必要です。

■学生のみなさんは「学生納付特例」も忘れずに手続きして下さい

国民年金制度には、学生で前年所得が基準額以下の人を対象に、手続きをして承認されますと保険料を納めることが猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例制度をご希望の方は、忘れずに手続きをしましょう。
※平成 22 年度分の学生納付特例申請受付は、本年 4 月末日までとなっていますのでご注意ください。

対象者／大学 (大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在籍する学生 (各種学校の場合、修業年限が 1 年以上であることが必要です)

所得の基準額／学生本人の前年所得が 118 万円以下 (扶養親族等がいる場合は、その数に応じて加算されます)

手続きに必要な物／学生証または在学証明書 (23 年 4 月以降の在学期間がわかるもの)、年金手帳、印鑑

※会社等を退職し学生になられた方は、雇用保険被保険者離職票が必要です。

【問合せ】 市民課年金担当 ☎④8722 加古川年金事務所 ☎079-427-4740

国民健康保険の加入・脱退はお早めに

下表の「こんなとき」に該当する場合は、お早めに届出をお願いします。

国保への加入が遅れると、加入資格を得た時点まで保険税をさかのぼって納めなくてはならなくなります (遡及賦課)。逆に国保をやめる届け出が遅れると、知らずに職場の健康保険料と国保税を二重に支払ってしまうこととなりますので、届け出はお早めをお願いします。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入	他の市町村から転入してきた	他の市町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた子供が生まれた	被扶養者でない証明書、印鑑 保険証、印鑑
国保をやめる	他の市町村に転出する	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になった 国保の被保険者が死亡した	保険証、印鑑
その他	同じ市町村内で住所が変わった 世帯主や氏名が変わった	保険証、印鑑
	世帯が分かれたり、いっしょになった 修学のため、別に住所を定める (他市町村への転出の場合にかぎる)	保険証、在学証明書、印鑑
	保険証をなくした、あるいは汚れたりして使えなくなった (再交付)	身分を証明するもの、印鑑



※子供が生まれたときには出産一時金と乳幼児医療証の交付の申請を、国保の被保険者が死亡したときには葬祭費の申請をそれぞれ行ってください。
その他ご不明な点はお問い合わせください。

【問合せ】 国保健康課国保医療担当 ☎④8721 FAX④1792 kenko@city.kasai.lg.jp

少子化対策に伴う上下水道基本料金の減免

少子化対策を目的に、次の①または②に該当する方の上下水道基本料金の減免を行います。

①上下水道基本料金の免除を受けることができる方

加西市内に住所があり、現に居住している上下水道登録使用者で、世帯内に就学前の子どもがいるひとり親家庭の方。
※この場合のひとり親家庭とは児童扶養手当又は遺族基礎年金を受給されている世帯の方です。申請の際には、証書の提示が必要です。

②下水道基本料金の免除を受けることができる方

加西市内に住所があり、現に居住している下水道登録使用者で、世帯内に 3 歳未満の第 3 子以上の児童がいる方。
※ただし、18 歳以上のお子様は児童数にカウントしません。

■申込み

4月22日(金)までに、市役所 1 階の社会福祉課、市民課、または 3 階の経営戦略室でお手続きください。
(受付は平日の 8:30～17:15)

【問合せ】 経営戦略室 ☎④8700 FAX④1800 keiei@city.kasai.lg.jp

【ご持参いただくもの】

- ・印鑑
- ・水道使用量等のお知らせ (登録使用者を確認するために必要です。)
- ・児童扶養手当又は遺族基礎年金の受給証書 (ひとり親家庭を確認する場合に必要です。)

※減免申請者は上下水道使用者名義人です。該当世帯であっても、以下の場合には減免の対象となりません。

- ・登録使用者が同一世帯にいない。
- ・アパートや集合住宅等でメーターが共同であったり、登録使用者が住宅管理者名義になっている。
- ・家庭用以外にかかる基本料金。

※ 4 月中に、②の対象家庭には申請書を送付します。



妊婦健康診査費助成事業を拡充

4 月 1 日から妊婦健康診査費助成額が増額されました。費用負担が少なくなり、妊婦健康診査がさらに受診しやすくなります。

妊婦健康診査は、母子の健康を守る上で非常に大切な健診です。必ず受けるようにしましょう。

【問合せ】 国保健康課健康担当 ☎④8723 FAX④7521 kenko@city.kasai.lg.jp

■改正点

旧制度	新制度 (4/1 以降対象)
70,000 円 / 14 回分	75,000 円 / 14 回分

申請手続き／母子健康手帳交付時に、印鑑・加西市民と確認できる書類 (免許証等) を持参ください。

子育て学習センターの「登録おやこ」を募集

子育て学習センターは、0 歳から保育所 (園) や幼稚園に入るまでの乳幼児が集う、親子・家族・地域のふれあいの場です。遊びや体験学習を通して社会性を身につけ、親の子育て力を高めます。仲間とともに子育てを楽しみましょう。

場所	善防子育て学習センター (善防公民館内) ☎④3404 FAX④3085	北部子育て学習センター (北部公民館内) ☎④1523 FAX④0886
対象	市内在住で 0 歳から就園前の乳幼児とその保護者	
活動日	月 2 回、①か②で登録。10:00～11:30 費用無料 ① 第 1・3 週の火曜日から金曜日のいずれかの曜日。ただし、金曜日は、4 歳児とその保護者が対象 ② 第 2・4 週の火曜日から金曜日のいずれかの曜日。ただし、木曜日は、22 年 4 月以降生まれの第 1 子とその保護者が対象	
定員	各曜日グループごと 15 組ずつ (全部で 120 組)	
内容	歌、手遊び、親子体操、おもちゃ作り、季節遊び (行事)、遠足、子育て講座、地域・高齢者大学・ボランティア等の交流などを行います。	



申込み／4 月 15 日 (金) までに各センターへ電話か FAX、または来館して登録してください。

※健康福祉会館の「ひよっこタイム」等との 2 か所以上の登録はできません。

【問合せ】 善防子育て学習センター (善防公民館内) ☎④3404、北部子育て学習センター (北部公民館内) ☎④1523